

第 1 2 6 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

| | | | |
|--|--|--|-------------|
| 開催日時 | 令和 5 年 8 月 3 1 日（木曜日） 1 4 時 0 0 分～1 5 時 1 0 分 | | |
| 開催場所 | 奈良市役所 2 0 2 会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 伊藤忠通委員 伊藤努委員（長谷川方夫氏代理出席） 井上芳恵委員 片岡博美委員 小山新造委員 下村由加里委員 巽一孝委員 田畑日佐恵委員 辻中佳奈子委員 中山徹委員 道端孝治委員 本中眞委員 柳田昌孝委員 山本直子委員 山本直彦委員 山本善徳委員 | |
| | 事務局 | 真銅正宣副市長 梅田勝弘都市整備部長 増田聡事業部長 栗山稔観光経済部長 大井克也都市整備部次長 井内文彦事業部次長 角井力都市計画課長 新居宏敏下水道事業課長 米田久恵農政課長 三山和宏開発指導課長 金子和正建築指導課長 他 | |
| 開催形態 | 公開（傍聴人一般 0 人 報道関係者 0 人） | 担当課 | 都市整備部 都市計画課 |
| 議題等 | <p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 公共下水道の変更（案）について（市決定）</p> <p>2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取）</p> <p>（その他）</p> <p>1 西大寺旧境内地の保全について</p> | | |
| 決定又は 取り纏め 事項 | <p>（議案）</p> <p>1 議案は原案どおり可決された。</p> <p>2 議案について意見聴取を行った。</p> | | |
| 議事の概要及び議題等に対する主な意見等 | | | |
| <p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 公共下水道の変更（案）について（市決定） （事務局より、単独公共下水道 3 処理区を統合して 1 処理区に変更する公共下水道の変更（案）について説明を行い、審議された。） ⇒採決の結果、原案通り可決された。</p> <p>山本直子委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、渋谷川と鹿川に処理水を放流しているものを、3 処理区統合後は渋谷川のみに放流することとなる。渋谷川への影響はないのか。 <p>（事務局より、3 処理区統合後の処理水は平城浄化センターから渋谷川へ放流することになるが、渋谷川の流下能力（26 m³/s）に対して、現在の処理水放流量は令和 4 年度で 0.118 m³/s となっており、割合としては 0.5%となる。統合後の放流量の割合は佐保台、</p> | | | |

青山を合計しても 0.6%になり、0.1%の増加にとどまると想定されるので、影響はないものとする旨を回答)

中山委員

- ・一つ目に、3 処理区統合に伴う雨水の影響はあるのか。二つ目に、流域と単独がある中で、単独処理区を統合した後の関係性はどうか。三つ目に、真銅副市長は冒頭のあいさつで人口が増加傾向にあると言っておられたが、単独処理区の下水の処理人口の予測では減少傾向の予測をしており、どう考えるべきか。以上の3点についてお伺いしたい。

(事務局より、一つ目の質問に対し、3 単独処理区は分流地区になるため雨水は影響がないと考えられる旨、二つめの質問に対し、将来的に単独処理区も流域下水道に接続していく予定をしているが、県との協議に時間がかかると予想される。今回の変更は第一段階としての3 単独処理区の統合計画になる旨、また、三つ目の質問に対し、冒頭のあいさつで述べたのは、転入超過、いわゆる他の都市から奈良市を選ばれる子育て世代の方が増えているという意味で、人口全体としては自然減となり、総人口は減っている状況である旨を回答。)

下村委員

- ・下水道処理区域外である地区から公共下水道を利用したいという要望があるので、処理区域内に編入するということが、そもそも処理区域外である地区から受け入れないといけない理由はどのようなことか。

(事務局より、要望があったのは、処理区域外であるが現在の処理区域に接続している区域であり、奈良県と協議のうえ、数年以内の将来に処理区域を拡大することを前提に事前に接続させることで汚水環境を整備している旨を回答。)

- ・奈良市だけの考えではなく、他地域と県と全体的な最適化を図るためということか。(事務局より、その通りであること回答。)

2 大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画)

生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定 (案) について (意見聴取)

(事務局より、申出基準日が令和5年10月25日の、奈良市の生産緑地地区における特定生産緑地の指定面積を0.93haとし、地区数を8箇所とする生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定 (案) について説明を行った。また、令和5年10月25日の申出基準日までに新たに発生し得る特定生産緑地の指定等にかかる事務対応について協議した。)

中山委員

- ・今回特定生産緑地に指定する農地のうち、竹が生い茂っており農地に見えないような場所があるが、市としてどうお考えか。

(事務局より、当該地は竹林として整備されており、都市緑化の観点からも特定生産緑地にふさわしい場所であると考えている旨を回答)

- ・また、今後、生産緑地が逡減していくことに応じた良好な居住地の形成について、市として何か方向性をお持ちであるか。

(事務局より、交換分合という制度で、宅地化のために生産緑地の場所を変えたり、また、営農環境向上のために生産緑地の集約化を図る等、それぞれの場所について個別対応を行っている旨を回答)

山本直子委員

- ・生産緑地の必要性を鑑み、生産緑地が減少していくことについて、市としてどうお考えか。また、生産緑地を残していくために、市がどのような取組みをしてこられたか、お聞かせいただきたい。

(事務局より、生産緑地の減少により開発が乱立し都市の緑がなくなることについては課題として認識しているが、その対応に具体的政策は立案できていない旨を回答)

- ・では、市として、生産緑地が減少していくことの原因はどういうこととお考えか。
(事務局より、後継者不足が最も大きな要因であると考えている旨を回答)
- ・市は、耕作を継承できる方がいないことが原因で生産緑地が減少していくとお答えになった。今後はその問題をどのように解決していくのかを第一に考えていただきたい。

片岡委員

- ・私も中山委員ご指摘の竹が生い茂っている場所が気になっている。私は経済学部にも所属しているため、生産緑地について所有者の税制優遇等の観点から捉えることで、そのデメリットとして耕作放棄地になる危険性があるという点を教授することが多い。そのような土地に対して市はどれだけの指導をしていただけるのか。

(事務局より、以前より農業委員会等と連携し現地立会等による営農指導を行っており、委員ご指摘の場所についても、必要であれば対応をしていく旨を回答)

(その他)

1 西大寺旧境内地の保全について

(本中委員より発言の求めがあったため、会長が審議会に諮り了承された。)

本中委員

- ・近鉄西大寺駅周辺の都市の地下には西大寺旧境内地が埋まっており、最近も非常に大きな金堂の基壇跡が2箇所で見つかっている。土地の永続性を担保するための史跡指定等の法的手続きを進めることはもちろんだが、都市計画的な手法で補完的に保全措置を講じることはできないか。

今後、市の文化財部局と都市整備部局が連携し、西大寺旧境内地について市民の方々と価値の共有及び保存の在り方を模索していけるような体制になれば良いと考えているので、情報提供をいただくとともに相談に応じていただきたく願います。

(事務局より、今後西大寺周辺で都市計画の手続きをする場合は、文化財の観点を十分に配慮し、文化財部局と協議をしながら進めていく旨を回答)

| | |
|----|--|
| 資料 | <ul style="list-style-type: none">・次第・座席表・委員名簿・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 公共下水道の変更について（市決定） |
|----|--|

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（意見聴取） |
|--|---|